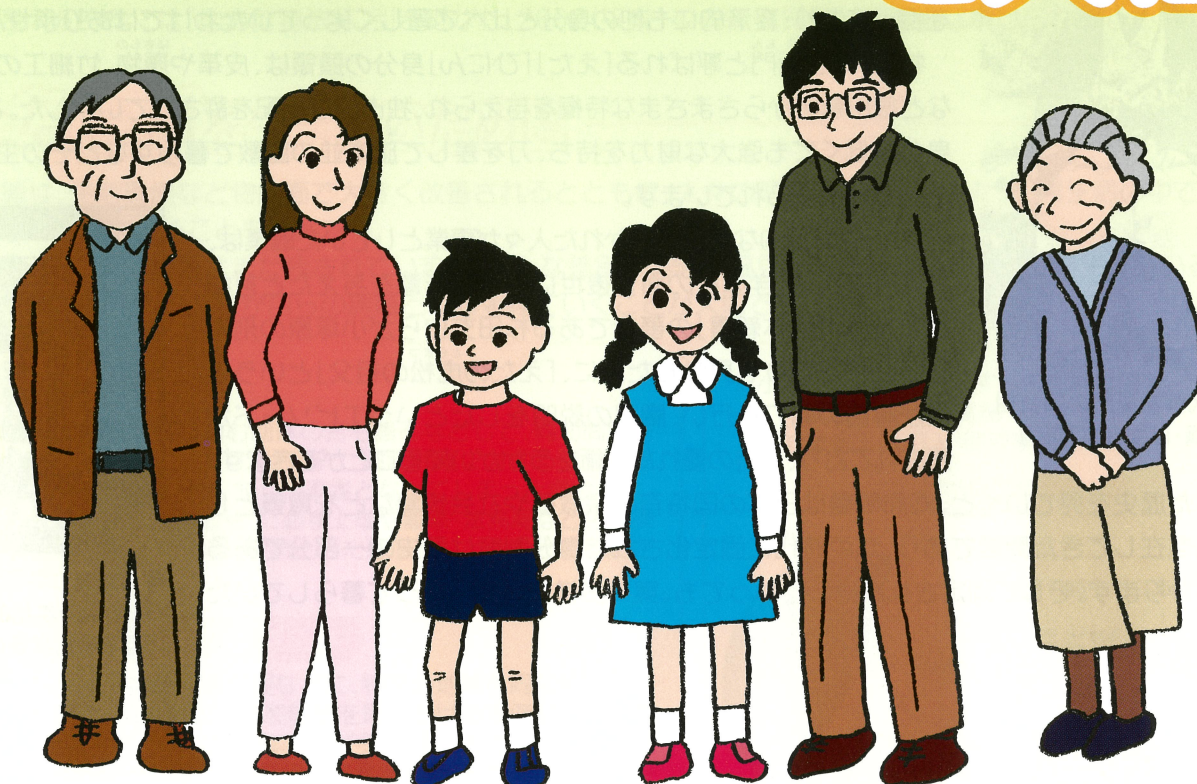


知っていますか？

同和問題 と人権



日本には、特定の地域の出身であることなどを理由にして、結婚や就職において不利な扱いや差別を受けるという問題があります。

この日本特有の人権問題は、「**同和問題**」と呼ばれています。

長年、この問題の解決に取り組んできたことによって、生活環境などの面では大きく改善されてきたものの、この問題に関わる人々が安心して暮らせるには、まだ課題が残されています。

同和問題の解決には、この問題について理解を深め、人権が尊重される社会の実現に向けて、私たち一人ひとりが考えていく必要があります。

日本固有の人權問題

かつての日本では、神秘的な職業や生き物の生死に関わる職業の人々は「ケガレ(個人や共同体に災いをもたらすなどの宗教概念)」の対象として見られ、住む場所などさまざまな生活上の制限を受けていました。その歴史は古く、中世以前から存在していたとも言われています。しかし中世において、こうした人々はまだ固定的な身分ではなかったようです。

近世に入り、こうした人々の身分が制度的に固定されるようになり、江戸時代に政治的な支配体制による身分制度が確立していきます。「えた」や「ひにん」と呼ばれた被差別的な身分におかれた人々は、他の身分から差別され特定の地域に住むことと皮革加工・^{ひかくかこうけいり}刑吏(刑の執行にあたる役人)など固有の職業を強いられていました。



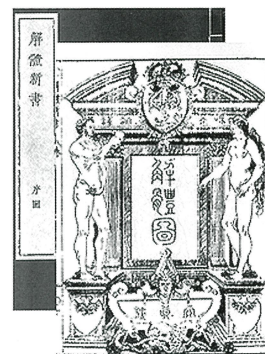
第13代弾左衛門の弾直樹
(羽織・はかまに帯刀)

しかしその一方で、死んだ牛馬や皮革の処理は「武士」身分に直結した特権的職業であり、他にも寺社の雑役や医療、芸能に関する職業、そして他の身分の職業であった農業・商業にも携わるなど、制度上は差別の対象となっていたものの、実際には社会のさまざまな役割を担っており、経済的にも他の身分と比べて著しく劣っていたわけではありませんでした。

特に、弾左衛門と呼ばれる「えた」「ひにん」身分の頭領は、皮革や履物、竹細工の製造販売など徳川幕府からさまざまな特権を与えられ、独占的な支配を許されていました。このため、身分は低くても強大な財力を持ち、刀を差して旗本並の屋敷で暮らすなどその生活は豊かだったと伝えられています。

また、被差別的な身分におかれた人々が専業としていた職業は、芸術や文化、医学などの面で後世に大きな影響を与えたと言われ、^{すきたげんぱく}「解体新書」の著者である杉田玄白らが小塚原の刑場で^{ふわ}腑分け(解剖)を見学した際に、「^{とらまつ}えたの虎松の祖父」という老人が解剖の執刀を行い、臓器の説明をしたというエピソードが残されており、当時の優れた技術をうかがい知ることができます。

こうした歴史を見ていくと、同和問題は日本の国特有の宗教観や社会情勢などを背景として長い間存在してきた問題であり、江戸時代に固定化された身分制度は歴史の一部分であることが分かります。そして固定された身分といっても、実に多様な役割を担って暮らしていたのです。



解体新書
(日本初の本格的
西洋解剖学書の訳本)

解放令と水平社運動

明治政府は、江戸時代の身分制度を廃止し、1871(明治4)年に「^{だじょうかん ふこく}解放令(太政官布告)」を出します。そして身分制度が廃止され、人々は一律に「平民」と呼ばれるようになりました。しかし制度的には解放されても、それまでに形成されてきた人々の差別意識は根強く残っており、「新平民」や「旧えた」という言い方が用いられるなど、被差別的な身分にあった人々への実態的な差別がなくなることはありませんでした。

また、解放令によって職業の制限も廃止されましたが、あわせて特権として独占的に支配していた産業も失うことになり、それに対する保障もなかったことから、経済的に大きな打撃を受けました。貧困は生活環境の悪化を生み、更なる差別を生み出す要因となっていたのです。

大正時代に入り、国もようやく改善事業に着手しはじめますが、こうした状況に対して、差別に苦しむ人々は自主的な運動を始め、差別の撤廃に向けて立ち上がります。

奈良の西光万吉や阪本清一郎らが中心となり、1922(大正11)年に全国水平社が結成され、京都で開催された創立大会では、日本最初の人権宣言と言われる「水平社宣言」が読み上げられました。

自らの力で差別を差別を解消しようという水平社の運動は全国に広がり、社会からも注目されるようになっていきますが、戦時体制下で社会情勢が厳しくなったことにより、運動も次第に低迷していきます。そして太平洋戦争が始まった翌年の1942(昭和17)年、全国水平社は消滅することになりました。



全国水平社の「綱領」と「宣言」

1922(大正11)年3月3日、京都市岡崎公会堂で開催された創立大会には、全国から会場に入りきれないほどの人々が集まり、「水平社宣言」が読み上げられると大きな拍手と歓声に包まれたと伝えられています。

同和問題の解決に向けて

同和とは「同胞融和」の略語で、戦前「融和」と略されていたものが戦後になり「同和」と呼ばれるようになりました。戦後、同和問題解決のために、さまざまな対策が行われていきます。

1961(昭和36)年、政府は「同和対策審議会」を設置し、審議会は全国的規模の実態調査の結果をもとに審議を重ね、「同和問題は、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題であり、その早急な解決こそ国の責務であり国民的課題である。」という答申を政府に提出し、国の同和対策の契機となりました。

1969(昭和44)年、最初の特別措置法である「同和対策事業特別措置法」が10年間の時限立法として施行され、本格的な同和対策事業が始まります。

事業は劣悪な生活環境の改善を中心に行われ、道路な地区の環境整備や社会福祉施設、公営住宅の設置などハード面の改善を図るとともに、教育などのソフト面にも及びました。そして1982(昭和57)年に「地域改善対策特別措置法」、さらに1987(昭和62)年には「地対財特法」に引き継がれ、2002(平成14)年まで同和対策事業は続けられました。

新たな差別を生まないために

同和問題は、生活環境など物的面で大きく改善されるとともに、人々の理解も深まりました。日常生活の中で差別が見られなくなってきていることも事実です。

しかしその一方で、課題はまだ残されています。新たな差別や、誤解・偏見を与える行為が未だに発生しているのです。このことを私たち一人ひとりが自らの課題として考えていくことが大切です。

えせ同和行為

同和問題の解決に取り組む団体の名を語るなどして、同和問題を口実に「ゆすり」「たかり」をする行為で、同和問題に対する偏見や差別意識を助長する行為です。もし当事者となってしまった場合には、決して一人で解決しようとせず、必ず上司や警察・法務局などの機関に相談してください。そして、き然とした態度ではっきりと断ることが大切です。

悪質なインターネットの書き込み

インターネットの電子掲示板などに、特定の地域を同和地区として書き込むなど、興味本位に同和問題を取り上げる事例が多発しています。匿名性を利用した悪質な内容が多く、閲覧した人に誤解や偏見を与える恐れがあります。刑事事件に発展した事例もあり、インターネット上でもモラルを守ることが必要です。

今も残る差別

同和地区の出身であることを理由に結婚に反対されたり、就職の際に不利な扱いを受けるといった事例が起こっています。また、個人の素性を調べる身元調査も後を絶ちません。

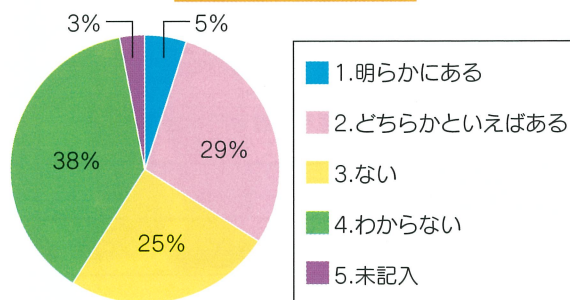
小山市が2010(平成22)年に実施した人権問題意識調査では、同和問題について34%の方が差別はあると回答しており、特に結婚への反対が未だに多いことがうかがえました。

結婚を望む二人にとって、個人を知ることなく同和地区の出身というだけで反対されることがどれほど辛いことかは、当事者でなくても分かることです。

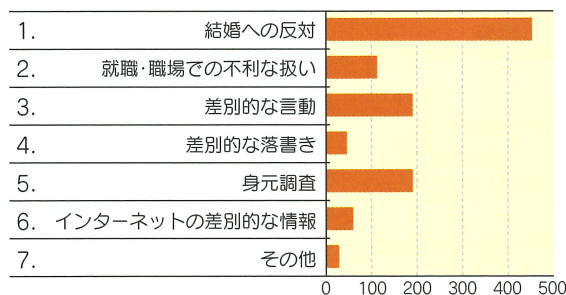
相手の気持ちになって考えることが大切です。

※小山市人権問題に関する市民意識調査
平成22年8-9月実施
対象者3,000人・回収率49.7%

同和問題差別の認知



同和問題差別の内容



日本固有の人権問題

現在、同和問題の解消は、すべての人の基本的人権を尊重していく人権教育・人権啓発の中で進められています。

日本国憲法第14条には、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と定められています。

私たち一人ひとりが共に認め合い、幸せに暮らせる社会を目指して、小山市では2004(平成16)年に「小山市人権尊重の社会づくり条例」を施行し、2007(平成19)年には「小山市人権施策推進基本計画」を策定して、さまざまな場を通じて「人権教育・人権啓発」と「相談・支援」に関する施策を行っています。

小山市の人権に関する相談窓口

小山市では、課題の内容に応じてさまざまな相談窓口を設けています。また、人権相談ではすべての人権問題の相談を受け付けています。「広報小山」毎月15日号の相談のページまたは小山市公式ホームページもご参照ください。

課 題	名 称 等	相談日	時 間	場 所	連絡先	電 話 (0285)
女性						
女性の悩み 日常生活・心やからだ・ 家庭・男女間・DV・ セクハラなど	ひとり親家庭及び婦人相談 <母子自立支援員/要予約>	月-金	09:00～ 17:00	保健福祉センター3F	子育て支援課	22-9635
	女性のための心の相談 <カウンセラー/要予約>	第4月曜	13:30～ 16:30	男女共同参画センター	男女共同参画課	22-8078
	DV専門相談 <相談員/要予約>	奇数月 第4水曜	13:30～ 16:30	男女共同参画センター	男女共同参画課	22-8078
	女性の生き方なんでも相談 <弁護士/要予約>	第4金曜	10:00～ 12:00	男女共同参画センター	男女共同参画課	22-8078
子ども						
児童虐待・養育など	家庭児童相談 <家庭相談員>	月-金	09:00～ 17:00	保健福祉センター3F 家庭児童相談室	子育て支援課	22-9626
いじめ・不登校	青少年相談 <青少年相談員>	月-金	09:00～17:00 10:00～17:00	八幡町1-8-49青少年相談室	面接相談(要予約) 電話相談	25-4002 25-4006
	不登校適応指導教室 <相談員>	月-金	09:00～ 17:00	八幡町1-5-15	学校教育課	24-5531
高齢者						
高齢者虐待	地域包括支援センター (市内5箇所)での相談	月-金	08:30～ 17:15	保健福祉センター4F	高齢生きがい課	22-9542
権利擁護	権利擁護専門相談 <相談員>	第2金曜	10:00～ 15:00	別館1F	社会福祉協議会	22-5353
	権利擁護専門相談 <弁護士/要予約>	第2金曜	10:00～ 12:00	別館1F	社会福祉協議会	22-5353
障がい者						
障がい者虐待	障がい者相談 <相談員>	月-金	08:30～ 17:15	小山市保健福祉センター1F 小山地区障がい者相談支援センター	福祉課	23-5050
権利擁護	権利擁護専門相談 <相談員>	第2金曜	10:00～ 15:00	別館1F	社会福祉協議会	22-5353
	権利擁護専門相談 <弁護士/要予約>	第2金曜	10:00～ 12:00	別館1F	社会福祉協議会	22-5353
同和問題						
生活上の差別 えせ同和行為	人権相談 <人権擁護委員>	第2金曜	10:00～ 15:00	別館3F相談室	人権推進課	22-9292
地域の悩み	隣保事業相談 <生活相談員>	月-金	08:30～ 17:15	別館3F	人権推進課	22-9292
外国人						
生活相談	外国人相談室 <相談員>	月-金	08:30～ 17:15	本庁1F外国人相談室	生活安心課	22-9439
H I V・ハンセン病						
就労・その他	県南健康福祉センターと連携	月-金	08:30～ 17:15	保健福祉センター3F	健康増進課	22-9524
犯罪被害者						
支援	被害者支援センターとちぎと連携	月-金	08:30～ 17:15	本庁2F	生活安心課	22-9282
インターネットの人権侵害						
差別的表現の流布	人権相談 <人権擁護委員>	第2金曜	10:00～ 15:00	別館3F相談室	人権推進課	22-9292
その他						
法律の悩み	法律相談 <弁護士/要予約>	第3日曜	09:30～ 12:30	本庁B1市民相談室	生活安心課	22-9282
生活全般の悩み	心配ごと相談 <相談員/電話相談可>	第2・4火曜 午後	10:00～ 15:00	別館1F	社会福祉協議会	22-9509
	心配ごと相談 <弁護士/要予約>	第2・4火曜	10:00～ 12:00	別館1F	社会福祉協議会	22-9501

発行 小山市役所人権推進課 TEL 0285-22-9292 FAX 0285-22-8972 E-mail: jinken2@city.oyama.tochigi.jp

小山市公式ホームページ URL <http://www.city.oyama.tochigi.jp/>

2011年1月発行 3,000部